

InterRisk Thai Report <2020 No.05>

タイにおける労働安全衛生の概要

【要旨】

- タイでは毎年 10 万件近い労災が発生しており、約 600 人が死亡している。
- 労働安全衛生環境法の中で、労災を減らすための雇用者・従業員の義務が明示されている。
- 危険因子が存在する環境では、安全管理のルールが定められている。

以下は表は 2014 年から 2017 年までの 4 年間に発生した労働災害発生件数です。

タイの労働災害統計（2014～2017 年）

発生年	死亡者	ケガ				計（ケガ）	総計
		後遺障害	切断	休業 4 日以上	休業 4 日未満		
2014	603	11	1,463	29,254	68,903	99,631	100,234
2015	575	6	1,324	27,845	65,924	95,099	95,674
2016	584	12	1,290	26,829	60,773	88,904	89,488
2017	570	17	1,200	25,820	58,671	85,708	86,278

負傷事故件数のワースト 1 位は切傷・刺傷（毎年 2 万件以上）、2 位は落下物の衝突による負傷（毎年約 15,000 件）、3 位は運搬物等の衝突による負傷（毎年約 13,000 件）です。また原因として最も多いのは機械や工具によるケガで、毎年 2 万件以上発生しています。体の部位別では指と目のケガが多くなっています。一方で死亡事故件数のワースト 1 位は交通事故、2 位は墜落・転落、そして 3 位は感電です。死亡事故の多くは、頭部や臓器の損傷によるものです。

1. 労働安全の原則

労働安全衛生環境法 (B.E.2554) に基づき、雇用者は安全・衛生的かつ環境に配慮した職場環境を提供・維持する必要があり、また従業員が生命・身心の健康を損なわないための従業員による取り組みの支援および促進が義務付けられています。一方で従業員は、従業員および事業所の安全を確保するために、雇用者と協力して労働安全衛生および環境改善のための運営および促進について努力をしなければなりません。また、労働環境を悪化するような職場の状況を把握した場合には、直ちに安全管理者、監督者などに報告する必要があります。

雇用者は、作業従事者に所定の基準を満たした保護具を提供し、かつ保護具の着用を義務付ける必要があります。一方で作業従事者は保護具を着用することが義務付けられています。作業従事者が保護具を着用していない場合には、雇用者は作業を中止しなければなりません。これに違反すると 3 月以下の懲役、もしくは 10 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科されます。

保護具は以下の基準に準じたものがが必要です。

- 国際標準化機構：ISO
- 欧州規格：EN
- オーストラリア規格協会/ニュージーランド規格協会：AS/NZS
- アメリカ規格協会：ANSI
- 日本工業規格：JIS
- アメリカ保健社会福祉省：NIOSH
- アメリカ労働安全衛生局：OSHA
- 全米防火協会：NFPA

危険因子（Risk Factor：疾患発生の危険性を増大させる可能性のある因子）がある環境で働いている従業員に対して、雇用者は健康診断を受診させることが求められます。健康診断は当該従業員の就業初日から30日以内に完了し、その後は少なくとも年1回受診させる必要があります。また労働条件が変更される場合には、変更後30日以内に健康診断を受診させることが求められています。

危険因子のある仕事環境とは以下のような環境です。

1. 有害化学物質の保管・取り扱いを行う環境
2. ウイルス、細菌、真菌などの保管・取り扱いを行う環境
3. 放射性物質の保管・取り扱いを行う環境
4. 高温、低温、振動、気圧、光、音などが危険な環境

2. 医療費およびリハビリテーション費用の補償

従業員が業務上の事由、または通勤途上において負傷や病気に罹患した場合、雇用者は医療費の実費を支払います（法定限度額：5万パーツ）。また重傷の場合には政府の承認を得ることでその実費を支払うことができます（法定限度額：100万パーツ）。従業員が入院した際の支出（部屋代、食費、看護費、その他サービス料など）について、雇用者は1日あたり1,300パーツを限度に支払わなければなりません。

負傷したり病気になった従業員は、法定限度額を超えない範囲で事業主にリハビリテーション関連費用の実費を請求できます。請求できる費用はリハビリテーション費用、治療や手術の費用、リハビリの資機材の費用の3種類です。

3. 有害化学物質の安全作業

「有害化学物質」とは、以下の1つまたは両方の性質を有するものをいいます。

- ▶ 毒性・腐食性・刺激性があり、アレルギー・がん・胎児の突然変異を引き起こす可能性がある、健康に有害であるか、もしくは死亡の原因となる物質。
- ▶ 酸化性物質や可燃性物質など、反応しやすく爆発や火災を引き起こす可能性がある物質。

有害化学物質を有する事業所では、雇用者は当該物質のリスト、安全情報の詳細、作業方法を含む作業ハンドブックを作成する必要があり、また有害化学物質の安全性に関する従業員への説明責任があります。従業員は、雇用者が作成した作業ハンドブックに記載されている作業方法に基づき、正確かつ安全に業務を行わなければなりません。また緊急事態が発生した場合には、従業員は直ちに事態を収集すべく努めるとともに、雇用者に報告しなければなりません。

雇用者は、有害危険物質の危険性・有害性と業務の内容に応じた保護具を作業従事者に支給する義務があり、また作業従事者は自らの生命・身体又は衛生に影響を及ぼすおそれのある危険から身を守るため、保護具の着用が義務付けられています。作業従事者が保護具を着用していない場合には、雇用者は作業を中止しなければなりません。

有害化学物質を使用する場合には、雇用者は従業員の健康リスク評価（Health Risk Assessment (HRA)）を実施する必要があります。評価の結果、危険を及ぼすおそれがある環境の場合には、安全な水準にするよう改善を行います。その結果を労働者の健康診断や健康管理に活用します。また、雇用者は、労災安全の管理責任者に対して年1回の訓練を実施しなければなりません。

有害化学物質が漏洩・飛散したり、火災・爆発が発生した際には、雇用者はその区域およびその付近で作業する全ての従業員に対し、直ちに作業を中止し、危険な区域から避難するように命じる必要があります。また事故を調査して事態を収束させなければなりません。

4. 電気設備の安全作業

「電気設備の担当者」とは、電気設備、電気系統や電線の設置、検査、試験、修理、保守などの業務を担当する従業員です。

雇用者は電気設備の担当者がその職務を安全に遂行するために必要な知識と理解および技能を習得するための訓練を提供しなければなりません。

安全対策も雇用者の義務です。従業員が電気設備または通電部の近くで作業する場合には、安全に作業を行うための絶縁保護具（電圧に応じたもの）を従業員に提供する必要がある、作業の種類に応じて、革手袋、ゴム手袋、ゴムスリーブ、保護帽、安全ゴム長靴等の適切な保護具を備えなければなりません。ハード面の対策としては作業の種類に応じた適切な保護装置を設備に設置する必要があり、また、この保護装置を安全に使用できる状態を維持するために、製造業者が定めた規格および方法に従って保守点検を行わなければなりません。

電気設備が損壊・漏電して従業員が危険に晒されている状態にある場合には、雇用者は安全な状態に改善しなければなりません。また電気設備を常に安全に使用するため、定期検査の実施が必要です。

5. 閉鎖空間での安全作業

「閉鎖空間」とは出入口の面積が限られ、また換気が不十分なことから、衛生的で安全な環境を維持できない空間のことで、坑内、洞穴、坑井、セーフルーム（シェルター）、燃料タンク、発酵タンク、サイロ、配管、炉などが該当します。

閉鎖空間における「危険な環境」とは、以下の1つ以上の条件に従業員が晒されている可能性のある環境をいいます。

1. 酸素濃度が体積比で 19.5%未満又は 23.5%超である。
2. 可燃性または爆発性のガス・蒸気・ミストが、その引火下限界または爆発下限界の 10%を超える濃度で空気中に存在している。
3. 可燃性または爆発性の粉じんが、その引火下限界または爆発下限界以上の濃度で空気中に存在している。
4. 定められた基準を超える濃度の化学物質が存在している。
5. 大臣が定めるところにより、身体又は生命に有害なおそれのある、その他の状態。

業務従事者は、密閉された空間における作業の安全に関する知識を有し、能力を向上させるための訓練を受ける必要があります。また雇用者は以下の業務に関する監督者を選任する必要があります。

1. 作業に起因する危険に対する行動計画および防止計画の策定。
2. 策定した計画に基づく業務、責任、作業方法および安全防護方法の説明、訓練。
3. 安全保護具が適切に使用されているか、また適切な状態にあるかの確認。
4. 従業員に危険を及ぼすおそれのある場合の作業中止命令。

雇用者は作業従事者による閉鎖空間での作業前と作業中に、閉鎖空間内の雰囲気測定・記録を行い、リスク評価を行う必要があります。またその測定の結果、危険な状態を発見した場合でも、雇用者は作業従事者を、当該閉鎖空間に立ち入らせることがあります。そうした際に備えて、雇用者は作業従事者が閉鎖空間内で安全に作業するための安全具を着用・使用させなければなりません。

6. まとめ

従業員への定期的な教育、職場の安全確保、従業員への保護具の提供など、雇用者が法令を遵守することで労災危険を低減でき、結果として労災事故を減らすことができます。

また従業員には自身を事故から守るための準備と認識が必要です。作業の危険性をよく理解することで事故を低減できます。それでも労災事件が発生した場合には法律に基づく補償制度により従業員・家族の生活を守る必要があります。

InterRisk Asia (Thailand) Co., Ltd. Ms. Chalisa Masuk

参考資料

Occupational Safety, Health and Environment Act B.E. 2554

ประกาศกรมสวัสดิการและคุ้มครองแรงงาน เรื่อง กำหนดมาตรฐานอุปกรณ์คุ้มครองความปลอดภัยส่วนบุคคล พ.ศ. ๒๕๕๔

กฎกระทรวง กำหนดหลักเกณฑ์และวิธีการตรวจสอบสุขภาพของลูกจ้าง และส่งผลการตรวจแก่พนักงานตรวจแรงงาน พ.ศ. ๒๕๕๗

กฎกระทรวง กำหนดมาตรฐานในการบริหาร จัดการ และดำเนินการด้านความปลอดภัย อาชีวอนามัย

และสภาพแวดล้อมในการทำงานเกี่ยวกับสารเคมีอันตราย พ.ศ. ๒๕๕๖

กฎกระทรวง กำหนดมาตรฐานในการบริหาร จัดการ และดำเนินการด้านความปลอดภัย อาชีวอนามัย

และสภาพแวดล้อมในการทำงานเกี่ยวกับไฟฟ้า พ.ศ. ๒๕๕๘

กฎกระทรวงกำหนดมาตรฐานในการบริหารและการจัดการด้านความปลอดภัย อาชีวอนามัย

และสภาพแวดล้อมในการทำงานในที่อับอากาศ พ.ศ. ๒๕๕๗

กฎกระทรวง กำหนดอัตราค่ารักษาพยาบาลที่ให้นายจ้างจ่าย พ.ศ. ๒๕๕๘

กฎกระทรวง กำหนดการจ่ายค่าฟื้นฟูสมรรถภาพในการทำงานที่ให้นายจ้างจ่าย พ.ศ. ๒๕๕๘

MS&AD インターリスク総研株式会社は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。タイ進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等はお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS&AD インターリスク総研（株） 総合企画部 国際業務グループ

TEL.03-5296-8920

<https://www.irric.co.jp/>

インターリスクアジアタイランドは、タイに設立された MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等における火災リスク調査や洪水リスク評価、ならびに交通リスク、サイバーリスク等に関する各種リスクコンサルティングサービスを提供しております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

InterRisk Asia(Thailand) Co., Ltd.

175 Sathorn City Tower, South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120, Thailand

TEL: +66-(0)-2679-5276

FAX: +66-(0)-2679-5278

<https://www.interriskthai.co.th/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2020